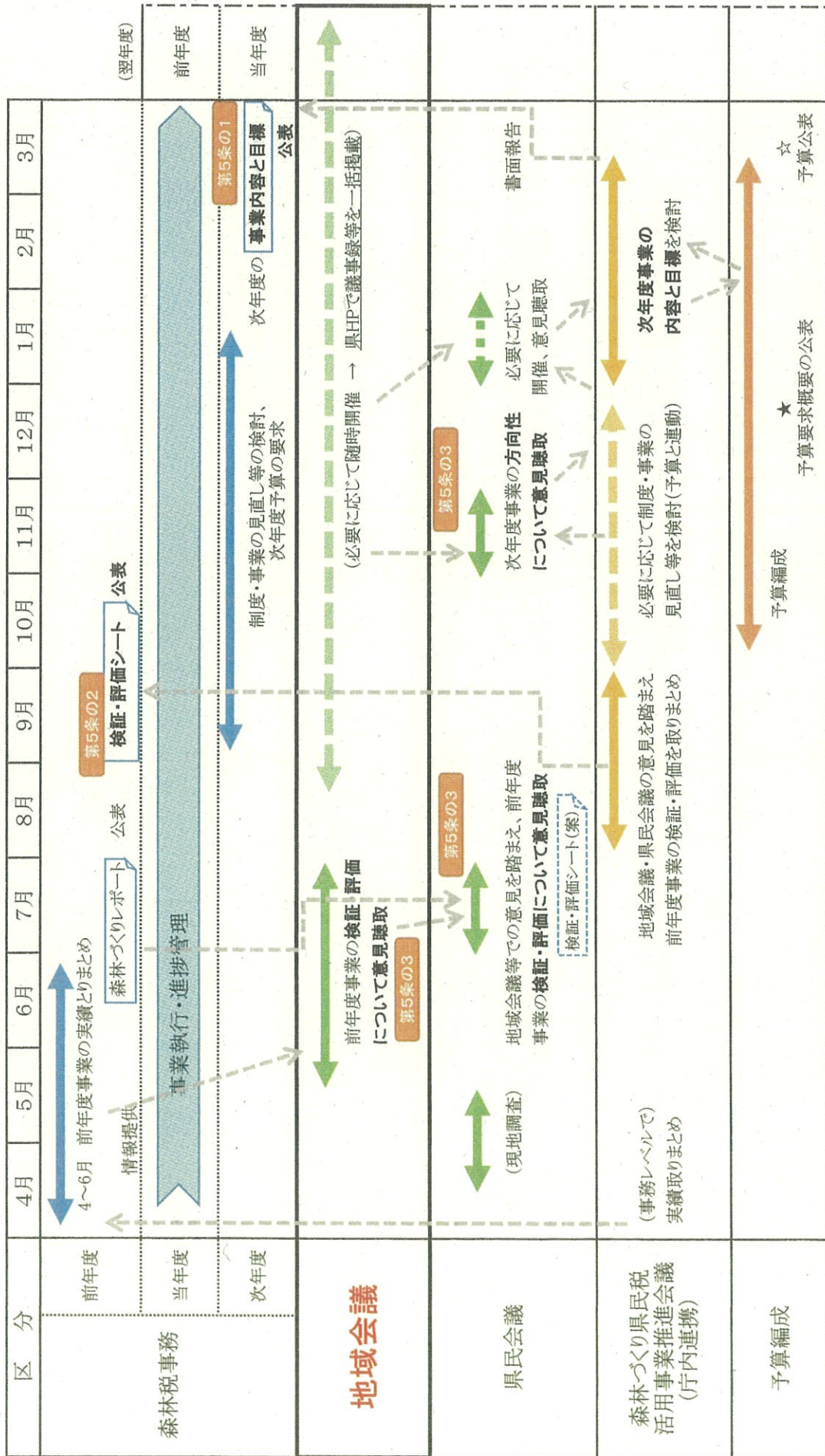


令和3年度 森林づくり県民税活用事業の検証・評価の流れ

資料 1



太字：長野県森林づくり県民税条例の規定による意見聴取、公表

第5条の1 知事は、毎年度、あらかじめ、長野県森林づくり県民税をもってその経費の財源とする事業(以下この条において「事業」という。)の内容及び目標を定め、公表するものとする。

第5条の2 知事は、毎年度終了後、当該年度における事業の実施状況等について検証及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

第5条の3 知事は、第1項の規定により事業の内容及び目標を定め、又は前項の規定により検証及び評価を行うに当たっては、県民、学識経験者、市町村等により構成される会議の意見を聴くものとする。

みんなで支える森林づくり県民会議開催要綱

(開催目的)

第1 森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めるとともに、森林資源の利用及び活用による継続的な森林づくりを推進するため、長野県森林づくり県民税を財源とした施策及び森林づくり指針に関する事項について、県民の代表等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり県民会議（以下「県民会議」という。）を開催する。

なお、県民会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、法律又は条例に基づき設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2 県は、長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や毎年度の事業内容及び目標、事業実施後の成果の検証及び評価、森林税の課税期間終了後の施策の方向性及び森林づくり指針に関する事項等について、県民会議において意見を聴く。

(構成員)

第3 県民会議は、知事が依頼する者をもって構成する。

(組織)

第4 県民会議に、座長を置く。

2 座長は、構成員の互選によって決定し、県民会議の進行を担当する。

(開催期間)

第5 県民会議は、令和6年3月31日までの間、開催するものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、県民会議の開催に関し必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成20年6月25日から施行する。

2 この要綱は、平成22年4月6日から施行する。

3 この要綱は、平成25年4月24日から施行する。

4 この要綱は、平成30年5月14日から施行する。

5 この要綱は、令和元年6月10日から施行する。

6 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

みんなで支える森林づくり上伊那地域会議開催要綱

(開催目的)

第1 県民等の意識の醸成を図りながら、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めるとともに、森林資源の利用及び活用による継続的な森林づくりを推進するため、上伊那地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策及び森林づくり指針に関する事項について、地域住民の代表等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり上伊那地域会議（以下「地域会議」という。）を開催する。

なお、県民会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、法律又は条例に基づき設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2 地域会議は、上伊那地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方や毎年度の事業内容及び目標、事業実施後の成果の検証及び評価等について、地域会議において意見を聴く。

(構成員)

第3 地域会議は、局長が依頼する者をもって構成する。

(組織)

第4 地域会議に、座長を置く。

2 座長は、構成員の互選によって決定し、地域会議の進行を担当する。

(開催期間)

第5 地域会議は、令和6年3月31日までの間、開催するものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、地域会議の開催に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年5月23日から施行する。

この要綱は、平成25年4月24日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年5月15日から施行する。

この要綱は、令和元年6月13日から施行する。

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

長野県における森林整備について ～森林環境譲与税と既存財源の考え方～ (イメージ)

